

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定によって、全済生会労働組合広島支部から次のとおり争議行為を行う旨の通知がありましたので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条第4項の規定に基づいてお知らせします。

- 1 開始日
平成29年11月27日以降
- 2 場所
済生会広島病院
特別養護老人ホームたかね荘
特別養護老人ホームたかね荘こやうら
老人保健施設はまな荘
老人保健施設はまな荘デイケア
- 3 要求事項
年末一時金等
- 4 争議行為の概要
あらゆる形の争議行為を行う

平成29年11月15日

広島県知事 湯崎 英彦